

平成 26 年 3 月

## 鍼灸師、あん摩・マッサージ・指圧師

### 受領委任払い廃止に関する実施要綱

#### 1. 目的

現在、当健康保険組合における鍼灸師等への支払い方法は「柔道整復師（接骨院・整骨院）受領委任払い」の制度に準じて実施してきました。

しかし、平成 18 年 4 月東京高等裁判所において「鍼灸師等の治療にかかる療養費については受領委任払いを認めない取扱いを行なっても不法行為を構成するものでない。（健保独自の判断でよい）」という判決が下されていることから今後については、療養費支給の適正化に向け、健康保険法に定める原則どおり全額立替払い（償還払い）に改めるものです。

#### 2. 実施方法

3 月中旬 被保険者及び鍼灸師等へ通知文の一斉発送

※被扶養者への通知は被保険者よりご案内願います。

4 月 1 日 4 月 1 日受診分より一斉実施

※4 月 1 日以降の受診分が受領委任払いで健康保険組合に請求が来た場合は、通知文に重要の判を押したものを添付のうえ、鍼灸師等へ返却する。

##### 【償還払いとは】

被保険者・被扶養者が保険医療機関等以外で療養をうけた際、その費用については本人が一旦全額を支払い、あとで健康保険組合に請求し本人負担金を除いた額を「療養費」として受け取ること。

##### 【受領委任払いとは】

被保険者等が保険医療機関等以外で療養をうけた際、本人負担金だけを支払い、残りの額を被保険者の委任をうけて施術者が直接、健康保険組合に請求し「療養費」を受けとること。

以上